

～最新の情報を入手し、適切に行動しましょう～

災害時の避難について

大雨や台風などによって災害の発生する恐れがある場合、長崎地方気象台から警報や注意報などの防災気象情報が発表されます。

防災気象情報が発表された場合は、随時、市防災行政無線・防災ラジオ・メールや市ホームページなどで情報を発信しますので、「災害時の避難」など適切な行動を取るよう心がけましょう。

避難所の場所は、島原市防災避難マップまたは市ホームページを確認してください。



地震や風水害などで避難が必要と市長が判断したときは、避難の勧告や指示などを出します。

勧告や指示などが出たときは、防災行政無線や町内会・自治会を通じてお知らせするほか、市広報車、場合によっては伝達員（市職員など）が戸別訪問にてお知らせすることもあります。



避難勧告・指示

類型	発令時の状況
避難準備情報	要配慮者など、特に避難行動に時間を要する人が避難行動を開始しなければならない段階であり、人的被害の発生する可能性が高まった状況
避難勧告	通常の避難行動ができる人が避難行動を開始しなければならない段階であり、人的被害の発生する可能性が明らかに高まった状況
避難指示	①前兆現象の発生や、現在の切迫した状況から、人的被害の発生する危険性が非常に高いと判断された状況 ②堤防の隣接地や地域の特性などから人的被害の発生する危険性が非常に高いと判断された状況 ③人的被害の発生した状況



「特別警報」

気象庁では、警報の発表基準をはるかに超える重大な災害（「東日本大震災」、「伊勢湾台風」、「九州北部豪雨」のような数十年に一度しか起きないような甚大な被害をもたらす災害）が起こる恐れが著しく大きい場合、最大限の警戒を呼び掛けるため、「特別警報」を発表します。

詳しくは、長崎地方気象台（☎ 095-811-4862）へ問い合わせてください。

問い合わせ先 市民安全課防災班（☎ 63-1111 内線 241）